

# 戦没者等の妻の方々への 特別給付金のご案内

「戦没者等の妻に対する特別給付金」は、先の大戦において夫を失い、大きな痛手を受けるとともに、経済的困難とも闘ってこられた皆さまのご労苦に対し、国として慰藉の気持ちを表すために、昭和38年から記名国債として支給しているものです。

このたび、特別給付金を支給する法律が改正され、以下①～③に該当する方々に支給することになりました。次ページ以降を参照の上、手続きをお願いいたします。

①	<b>戦没者等の妻として「第二十二回特別給付金国債 い号」を受給されていた方*</b>	継続支給
---	---	------

「戦没者等の妻に対する特別給付金」を継続支給（→2ページの1）

「第二十二回特別給付金 い号」（額面200万円、10年償還）の国債を受給していた方で、平成25年4月1日現在、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金を受給している場合に支給します。

※ この国債を時効により受け取ることができなかつた方も対象となります。

②	<b>戦傷病者の妻として「第十八回特別給付金国債」または「第二十回特別給付金国債」を受給されていた方*</b>	移行支給
---	---	------

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」から「戦没者等の妻に対する特別給付金」に移行して支給（→2ページの2）

平成15年4月1日以降平成18年9月30日までの間に、戦傷病者であった夫が、公務または勤務に関連した傷病で死亡した場合に、その妻に支給します。

※ これらの国債を時効により受け取ることができなかつた方も対象となります。

③	<b>新たに戦没者の妻となられた方</b>	新規支給
---	-----------------------	------

平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、夫が公務または勤務に関連した傷病で死亡したことにより、その妻が、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金の受給権を得た場合に、支給します。（→3ページの3）

請求期間	① 平成25年6月12日(水)から平成28年6月13日(月)まで ②③ 平成25年10月1日(火)から平成28年9月30日(金)まで 請求期間を過ぎると手続きができなくなりますので(時効)、お早めをお願いします。
請求窓口	お住まいの市区町村役場の援護担当課 手続きなどのお問い合わせは、お住まいの都道府県または市区町村の援護担当課へ

# 支給要件と請求に必要な書類

## 1. 「戦没者等の妻に対する特別給付金」の継続支給の場合

戦没者等の妻として、平成25年に最終償還を迎える「第二十二回特別給付金国債 い号」（額面200万円、10年償還）を受給している方※に、特別給付金を継続支給します。

※時効により受給できなかった方も含みます。

支給する特別給付金国債	国債の名称 額 面	第二十七回特別給付金国庫債券 い号 200万円（10年償還）
請求に必要な主な書類	●請求書 ●印鑑等届出書	厚生労働省から、対象者の可能性がある方宛てに、氏名等を印字して送付する予定です（平成25年6月下旬頃）。また、市区町村の窓口には印字していない用紙を備え付けています。印字した請求書が送付されなかった方で対象者であると思われる方は、窓口にご相談ください。
	●特別給付金国債または裁定通知書の写し	紛失した場合は、省略できますので窓口へ申し出てください。
	●恩給証書・年金証書の写し	紛失した場合は、支払通知書等の写し。支払通知書等の写しも紛失した場合は、省略できますので窓口へ申し出てください。
	●請求者の世帯全員の住民票	平成25年4月1日の状況が分かるもの 世帯分離している場合は、同居世帯全員の住民票 世帯主との続柄が記載されているもの
	△戦没者の除籍抄本	時効により、過去に一度も特別給付金を受けていない場合に必要です。
	△登記事項証明	成年後見人等が請求手続きを行う場合に必要です。
	△委任状	ご家族などが請求者から委任されて請求手続きを行う場合に必要です。

## 2. 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」から「戦没者等の妻に対する特別給付金」に移行する場合

戦傷病者の妻として「第十八回特別給付金国債」または「第二十回特別給付金国債」（平成18年に最終償還）を受給中に※、次の（1）のいずれかを受給していた夫が、平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に公務または勤務関連傷病で死亡した場合で、平成25年10月1日に、妻が次の（2）のいずれかの受給権を有しているときは、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」から移行して「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給対象となります。

※時効により受給できなかった場合も含みます。

- (1) 戦傷病者として受ける給付
    - ◆恩給法による増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給
    - ◆戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金
  - (2) 公務死亡・勤務関連死亡の場合に妻に支給される給付
    - ◆恩給法による公務扶助料、特例扶助料
    - ◆戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金（公務死亡・勤務関連死亡を支給事由とするもの） など
- ＜公務死亡・勤務関連死亡の例＞
- ◆結核を理由とする傷病恩給を受けていたところ、その結核により死亡した場合

支給する特別給付金国債		戦傷病者の妻として特別給付金を受給していた期間によって、特別給付金国債の名称や額面が異なります。
請求に必要な主な書類	●請求書 ●印鑑等届出書	厚生労働省から、対象者の可能性がある方宛てに、氏名等を印字して送付する予定です（平成25年11月頃）。また、市区町村の窓口には印字していない用紙を備え付けています。印字した請求書が送付されなかった方で対象者であると思われる方は、窓口でご相談ください。
	●特別給付金国債または裁定通知書の写し	紛失した場合は、省略できますので窓口へ申し出てください。
	●恩給証書・年金証書の写し	紛失した場合は、支払通知書等の写し。支払通知書等の写しも紛失した場合は、省略できますので窓口へ申し出てください。
	●請求者の世帯全員の住民票	平成25年10月1日の状況が分かるもの 世帯分離している場合は、同居世帯全員の住民票 世帯主との続柄が記載されているもの
	●戦没者の除籍抄本	
	△登記事項証明	成年後見人等が請求手続きを行う場合に必要です。
	△委任状	ご家族などが請求者から委任されて請求手続きを行う場合に必要です。
<p>「第十八回特別給付金国債」または「第二十回特別給付金国債」を時効により受け取ることができなかった方は、上記の他にも必要な書類がありますので、窓口にご相談ください。</p>		

### 3. 新たに「戦没者等の妻に対する特別給付金」を受給する場合

次の場合には、「戦没者等の妻に対する特別給付金」の新規支給の対象となります。

ただし、平成25年10月1日において、妻が生存していることが必要です。

●平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、夫が公務または勤務関連傷病で死亡したことにより、前記2. (2) のいずれかの給付の受給権を有することとなった場合。

ただし、戦傷病者の妻として「第二十三回特別給付金」または「第二十五回特別給付金」を受給している場合（時効により失権、受給権はあるが未請求の場合を含む）を除きます。

支給する特別給付金国債		国債の名称 額 面	特別給付金国庫債券 た号 20万円（10年償還）
請求に必要な主な書類	●請求書 ●印鑑等届出書	厚生労働省から、対象者の可能性がある方宛てに、氏名等を印字して送付する予定です（平成25年11月頃）。また、市区町村の窓口には印字していない用紙を備え付けています。印字した請求書が送付されなかった方で対象者であると思われる方は、窓口にご相談ください。	
	●恩給証書・年金証書の写し	紛失した場合は、支払通知書等の写し。支払通知書等の写しも紛失した場合は、省略できますので、窓口へ申し出てください。	
	●請求者の世帯全員の住民票	平成25年10月1日の状況が分かるもの 世帯分離している場合は、同居世帯全員の住民票 世帯主との続柄が記載されているもの	
	●戦没者の除籍抄本		
	△登記事項証明	成年後見人等が請求手続きを行う場合に必要です。	
	△委任状	ご家族などが請求者から委任されて請求手続きを行う場合に必要です。	

## 4. 支給対象とならない場合

公務死亡、勤務関連死亡ではない死亡を支給事由とする次の年金給付を受けている妻の場合は、支給の対象とはなりません。

- 恩給法による増加非公死扶助料、傷病者遺族特別年金
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の平病死亡による遺族年金、遺族給与金

など

## 5. 相続人請求

- 特別給付金を請求すべき戦没者の妻が、その請求をしないまま、継続支給の場合は平成25年4月1日以後に、移行支給または新規支給の場合は平成25年10月1日以後に死亡したときは、その相続人がご自身の名前で特別給付金を請求できます。相続人であることが認められる戸籍の謄（抄）本を提出してください。
- 相続人が複数のときは、相続人全員（対象者が不明の場合は窓口にご相談ください。）の、相続人請求同意書を提出してください。
- 特別給付金を請求した戦没者の妻が、国債を受け取らないうちに死亡した場合には、その相続人が国債を受け取ることができます。  
（相続人は国債を受領後、償還金支払場所で記名変更の手続きが必要です。）

【このリーフレットについてのお問い合わせ】

厚生労働省社会・援護局援護課 給付係  
(代)03-5253-1111 内線3426 または 4521